

第18日目（3月22日）

議長（松原良道君） 散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は30名であります。

議長 これから本日の会議を開きます。

なお、建設課長より葬儀のため遅刻、会計課長、公務のため欠席の届けが出ておりますのでこれを許します。

（午後1時00分）

議長 ここで市長より発言を求められていますので、これを許します。

市長 貴重な時間を申しわけございませんが一言ご報告を申し上げさせていただきます。南魚沼市表彰条例に基づく表彰についてご報告を申し上げます。

去る3月12日南魚沼市宇津野 これは旧宇津野新田でありますが のご出身で長岡市在住の広田利三さん51歳の方から3,000万円という高額のご寄付をいただきました。広田さんは現在病気のため入院加療中であります。以下、広田さんの言葉を若干紹介させていただきます。

「市や国の将来を託すのは子どもたちです。その子どもたちに様々な経験や知識、教育の場やチャンスを与えるのは大人たちの責任であると考えています。今はグローバルな時代です。地域を越えた経験は必ず将来の役に立つものと信じております。私には家族もおりません。このお金は定年後のためにと仕事をしながらコツコツと蓄えておりましたが、病気のため将来それを使うこともできないと考えております。

そのようなことから国際交流を始めとする、様々な体験を通じた子どもたちの成長のために役立てたいと考え、南魚沼市にお話をしたところ、私の希望に添う形で使用していただけるということでしたので、このたび寄付をさせていただきました。

地域の将来のためにこのお金が使われるのであれば私の本望です。3,000万円という額が高額かどうかはわかりませんが、このような行為に賛同いただき、寄付することがもっと一般的になれば大変うれしく思います。」

というコメントであります。市では当面、いただきました浄財を国際交流および文化スポーツの基金に積み立て、国そして地域の発展を願い、その将来を託す子どもたちの成長のために役立てて欲しいという広田さんの崇高な意思を尊重し、そのご厚情をむだにすることなく大切かつ有効に活用させていただきたいと考えております。

市では広田さんのご厚志をありがたくお受けするとともに、このたび市条例に基づく表彰を行うものであります。なお本来でありますならば広田さんをこの議場にお招きし、本日表彰というところでありましたが、ご本人の意向により去る18日に議長とともに表彰状ならびに記念品をお渡ししてまいりましたので、ご報告をさせていただきます。

本当に大変なご芳志を賜りましたことを、またこの場を借りて皆様方にご報告申し上げますとともに、御礼を申し上げます。以上であります。

（拍手）

議 長 次に教育長より発言を求められておりますのでこれを許します。

教 育 長 既に今朝の新聞記事等でご覧になられたかと思いますが、昨日未明でありましたが、大和中学校職員玄関前の公衆電話が、何者かに燃やされたと思われる火災がありました。明け方でありましたが3時過ぎに、幸い通行人の方が電話機およびそのボックスが燃えているのを発見して消防署に通報していただきましたので、まもなく消し止めることができましたが、このことによりまして今、申し上げました公衆電話および電話ボックスが燃えたこと、それから玄関のドア、オートロック関係の配線が燃えたこと、それからこの公衆電話が立っていたすぐ裏側の玄関のガラスが一部ひび割れが起きたこと、そして隣接する校舎の外壁が焦げたというふうな被害が出ております。直ちに南魚沼警察署によりまして現場検証等々を行っていただきまして、現在調査中ということであります。

学校では本今朝、臨時の全校朝会で生徒にこの事故の内容を知らせるとともに、保護者に事実を知らせる文書を配付すべく用意しております。

教育委員会といたしましては、校舎内外の施設設備の再点検の実施、および不要な可燃物が校舎外に放置されないように、その徹底を指示したところであります。また、学校にも、生徒や保護者にこの事実を知らせ、不安を抱かせないようにするとともに、地域に学校の防犯についての協力を再度依頼するように指示をしたところであります。

大和中学校につきましては年明け以来これで3回目ということでありまして、私としてもまことに遺憾には存じておりますが、今後このようなことのないように十分注意をしましてまいりたいとこのように考えておるところであります。以上で報告を終わります。

議 長 本日の日程はお手元に配付のとおりといたします。

議 長 日程第1、平成19年請願第1号 地域経済の振興のため、消費税増税に反対する請願から、日程第4、平成19年陳情第1号 関東・甲信越・北陸地域各県の中で最低額となった、生活保護基準以下の「新潟県最低賃金」額の引き上げ・抜本改正を求める陳情まで、以上4件を一括議題といたします。

4件について総務文教委員長・種村充夫君の審査報告を求めます。

種村総務文教委員長 総務文教委員会に3月5日付で付託されました事件の審査の結果、次のとおり決定しましたので報告いたします。

採択とすべきもの、平成19年陳情第1号 関東・甲信越・北陸地域各県の中で最低額となった、生活保護基準以下の「新潟県最低賃金」額の引き上げ・抜本改正を求める陳情。

不採択とすべきものとして、平成19年請願第1号 地域経済の振興のため、消費税増税に反対する請願。平成19年請願第4号 保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外を求める請願。平成19年請願第5号 プライバシー侵害、個人情報漏洩など、住民の「安心・安全」の後退が懸念される「市場化テスト」の拡大・推進に慎重な対応を求める請願。以上であります。

議 長 4件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 平成19年請願第1号 地域経済の振興のため、消費税増税に反対する請願に対する討論を行います。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決をいたします。この採決は起立によって行います。

平成19年請願第1号 地域経済の振興のため、消費税増税に反対する請願。本請願に対する委員長報告は不採択です。よって本請願は原案についてお諮りいたします。本請願を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって平成19年請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

議長 平成19年請願第4号 保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外を求める請願に対する討論を行います。

まず本請願に賛成者の発言を許します。

岩野 松君 保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外を求める請願書に賛成の立場で討論に参加いたします。

これは通常国会で成立した保険業法などの一部を改正する法律、保険業法といいますが、それに対して、障害者やそれからそこに参加している会員の構成員の皆さんが自主的に健全に運営されている共済制度のことです。そしてそれが改正されることによって、実はこの改正はかつて共済の名をかたっていたオレンジ共済などマルチ商法とか、そういうものを除外するための法律であったはずですけども、運用する過程の中でそれが共済の保険業法も、いわゆる商法である保険屋と同じような形で内容が規制というか対象が拡大されてきたことへのことでもあります。

そういう意味で会員組織の自主的な共済の保険をやっている組織に対しては、今までどおりの助け合い、そういう精神を尊重していただいて、それがこのまま保険という形での見直さない、マルチ商法的なものではない、ということをして欲しいということが趣旨であります。

皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

議長 次に本請願に反対者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

平成19年請願第4号 保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用

除外を求める請願、本請願に対する委員長の報告は不採択です。よって本請願は原案についてお諮りいたします。本請願を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって平成19年請願第4号は不採択とすることに決定しました。

議長 平成19年請願第5号 プライバシー侵害、個人情報漏洩など、住民の「安心・安全」の後退が懸念される「市場化テスト」の拡大・推進に慎重な対応を求める請願に対する討論を行います。

まず本請願に賛成者の発言を許します。

岩野 松君 プライバシー侵害、個人情報漏洩など、住民の「安心・安全」の後退が懸念される「市場化テスト」の拡大・推進に慎重な対応を求める請願書であります。これは確か昨年、この市場化テストをする法案に対して反対して欲しいというのを、私が紹介議員で出されたと思いますけれども、賛成少数でこの議会でも実は不採択になりました。それで非常に市場化テストが官の中まで民のことが行われ、この市でもいろいろな形でそういう方向が行われています。

しかし、これが本当に官も民も関係なくだんだんと進んでくると、結果的には官と民が入札で争うような事態も起こらないばかりではない。そういう中で特にここでお願いしている慎重な対応というのは、戸籍だとか住民票だとかそれから納税書の発送業務など、個人情報やプライバシーの漏洩しやすいこと、それはやはり自治体でやって欲しい。そういう請願であります。

特に懸念されるのは、そういうことが民間化されて民間が問題を起こしたときには、どこが責任を取るのか。今までならば官がみんなそういうことに関しては責任を取ってきたと思います。非常に問題が生じるのではないのでしょうか。民間すべてに任せていわゆる私たちのプライバシーやそういうことが損なわれることには、非常に問題があると思っています。特に命だとか安全安心平等などに関することは、公共サービスはやはり官ですべきであるというこれは請願の趣旨であります。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長 次に本請願に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

平成19年請願第5号 プライバシー侵害、個人情報漏洩など、住民の「安心・安全」の後退が懸念される「市場化テスト」の拡大・推進に慎重な対応を求める請願、本請願に対する委員長報告は不採択です。よって本請願は原案のとおりお諮りいたします。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって平成19年請願第5号は不採択とすることに決定いたしました。

議長 次に平成19年陳情第1号 関東・甲信越・北陸地域各県の中で最低額となった、生活保護基準以下の「新潟県最低賃金」額の引き上げ・抜本改正を求める陳情に対する討論を行います。

まず、本陳情に反対者の発言を許します。

駒形正博君 原案に反対の立場で意見を述べさせていただきます。新潟県の最低賃金が北信越の中でも一番安いということを知っておりますし、これの改定することに私も賛成ですが、2番の全国一律の新しい最低賃金制度を創設するべきだ、となっております。全国一律まで上げますと、新潟県の雇用主の中でも困る人が出てくるのではないかとということで、この意見書には反対をさせていただきます。皆様のご同意をよろしくお願いいたします。

議長 次に本陳情に賛成者の発言を許します。

笛木信治君 陳情第1号 関東・甲信越・北陸地域各県の中で最低額となった、生活保護基準以下の「新潟県最低賃金」額の引き上げ・抜本改正を求める陳情について、賛成の立場で討論をするものであります。

ご承知のように最低賃金はその水準があまりにも低すぎて生活保護基準よりも低いということが明らかになっております。このことから今国会でもこの引き上げが議論されていて法案として提出されておりますが、生活保護基準よりも低いということは、働く人が真面目に働けば人間としてちゃんと暮らしていけるということがいわゆる賃金というものの基本でなければならぬわけですが、その最低限の基準さえも、今この最低賃金制度の中では達成できないということでありまして。そうしたことからこの最低賃金、抜本的な改正は当然のことと考えております。後ほどまた意見書の発議もありますので……。以上です。

議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

平成19年陳情第1号 関東・甲信越・北陸地域各県の中で最低額となった、生活保護基準以下の「新潟県最低賃金」額の引き上げ・抜本改正を求める陳情、本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって平成19年陳情第1号は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

議長 日程第5、平成19年請願第2号 日本農業に甚大な打撃を与える日豪FTAの交渉の中止とFTA・EPA促進路線の転換を求める請願、および日程第6、平成1

9年請願第6号 「日豪EPA/FTA交渉に対する」請願、以上2件を一括議題といたします。

2件について産業建設委員長・阿部久夫君の審査報告を求めます。

阿部産業建設委員長 本委員会に付託されました請願2件、結果を報告させていただきます。結論からいいますと、請願第6号 「日豪EPA/FTA交渉に対する」請願に対しては採択すべきものと決定いたしました。

なお請願第2号 日本農業に甚大な打撃を与える日豪FTAの交渉の中止とFTA・EPA促進路線の転換を求める請願に対しては、不採択すべきものと決定いたしました。なおこの内容について補足説明させていただきます。

請願2号と請願6号は非常に主旨内容は似ているわけですが、要は問題は、内容的にすぐ真っ向からそういったものを中止していくと、これが2号の内容でございます。6号に対しては一応話し合いをした中でそれについて考えていく必要がある、という中の多少のずれが意見が違います。そうした中で質疑の内容について若干補足させていただきます。

質疑の内容ですが、請願2号に対してでございます。「例外、条件なしの交渉中止という実現不可能な請願では問題解決にならないのではないか」という質疑でございますが、これは、紹介議員の笹木議員さんですが、「例外なしの交渉の中身は関税引き下げであり双方の農家の力関係からも競争にならない。今後アメリカやカナダも同様となり、日本の農業は壊滅的になる」という答弁でございます。

もう1点でございますが、質問内容の中では「全中など要望は請願6号のように重要品目を除外しての交渉であり無条件中止ではない。農業団体の意に添った請願ではないのではないか」という質問に対して、「交渉中止と権益を守りながらの交渉継続の2つの考えがあるが、本請願は交渉継続では農家に不利益が及ばないことは考えられないことから、例外なしを前提条件としている」という答弁でございます。

質疑が終わりまして討論に入りました。その討論に入る前に紹介議員からの退席をいただいて討論に入ったわけですが、討論の内容でございます。討論でございますが内容的に非常に似ている請願6号との関係もあるので、趣旨採択すべきであるとそのような意見がありました。会派で調整したと思うので、納得がいかなければこれは不採択でも仕方がないのではないかと、そういう意見もあります。

交渉中止と、条件が受けいれられなければ交渉中断とは中身が違う。中止の意味を受け止め、本請願は不採択すべきであるという意見がありました。討論を終わりましたからこれに対する採決に入りました。

趣旨採択ということがありましたので、最初に趣旨採択についての採決を行いました。趣旨採択に対しては賛成少数で否決いたしました。

その後、今度は原案について採決を行い、採決の結果、賛成なしでこれは不採択すべきものと決定した状況でございます。

なお請願6号に対しての質疑でございますが、紹介議員の牛木議員からの説明がありまし

て「前回と同じような内容であるが同じであるか」という中で、「ほとんど同じである」ということでありまして、質疑はそのあとはありませんでした。討論なしであります。

採決の結果、請願 6 号に対しては全員賛成で採択すべきものと決定したという報告でございます。以上です。

議長 2 件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 平成 19 年請願第 2 号 日本農業に甚大な打撃を与える日豪 F T A の交渉の中止と F T A ・ E P A 促進路線の転換を求める請願に対する討論を行います。

まず本原案に賛成者の発言を許します。

笛木信治君 請願第 2 号 日本農業に甚大な打撃を与える日豪 F T A の交渉の中止と F T A ・ E P A 促進路線の転換を求める請願について、原案賛成の立場で討論をするものであります。

本請願については意見書の発議はありませんので、少し詳しく述べさせていただきます。日本政府はこの F T A、E P A 交渉を開始するについてオーストラリア政府と、一切の例外を設けずに交渉に入るという点で合意をしております。このことが大事だと思うのです。ここをまず我々はみなしなければならないと思うわけですが、この交渉は内容ということになれば、米を始めとする主要農産物の関税引き下げ、これがこの交渉の中身であります。

オーストラリアからの米の輸入、現在関税は米については 77.8 パーセントかけられております。財界では鉱工業の輸出、その他貿易規模の拡大ということになりますと、どうしても外国からはこの農産物を受け入れるということがなければならぬわけで、そのためにこの関税引き下げということが言われております。そうした外国農業と競争できるような日本農業ということは、財界のいわゆる農業政策でありまして、そうした呼びかけをしております。

しかしながらオーストラリアの平均耕作面積は 3,385 ヘクタールでありますから、日本の 1,900 倍にもなるわけでありまして、競争といっても認定農家だろうが集落営農だろうが、とても競争できるものではありません。

この関税を撤廃したら日本農業はどうなるか。2月26日に農林水産省が経済財政諮問会議の要請に応じて調査の結果を発表しております。これによりますと農産物輸入の国境措置、関税撤廃のことでありますが、もしこれをやれば国内農業生産は 3兆 6,000 億円落ち込むといわれております。失業者は 375 万人、食料自給率は現在の 40 パーセントから 12 パーセントに落ちるといふふうに発表しております。これは私が言っているわけではありません、農林水産省が言っているわけです。

米はブランド物を中心に一定の量が残ると言われておりますが、品質に差のない小麦や乳

製品、砂糖などはほとんど海外のものになるだろうと言われております。まさに日本農業が壊滅的な打撃を受けることは明らかであります。わけてもこの山間地、集落そのものが消滅していくという危機感もあるわけでありまして。これについても国土交通省の調査があります。過疎地域の調査であります。これによると、現時点で2万64集落があるそうでありまして、このうちの2,641の集落は消滅の恐れがあると言われております。こうした農産物の輸入交渉で関税を撤廃することによって一層これが加速されるということも明らかであります。

政府はこうした事態に対処するために品目横断的経営安定対策を進めているわけでありまして、ご承知のようにこれは一定の農家について価格保障、所得保障をするというものでありまして、農業を守るという点でいえばまことに頼りがいのないものであります。当市でいえば現時点では244名しか品目横断的経営安定対策の対象とならないということでありまして。圧倒的な農家が、らち外に置かれるわけでありまして。

また、FTA・EPAの促進が東南アジアの国々との果物の輸入の関税撤廃、労働者の輸入、日本の産業廃棄物の捨て場というようなことから、国際問題にもなりかねない重要な問題をはらんでいるわけでありまして。こうした交渉は自由化万能論ではなく、各国の食料主計に基づいて貿易ルールをきちんと確立するということが大事ではないかと思っております。

日本一の魚沼コシヒカリの生産拠点である南魚沼市が米の単作地帯であります。豪雪地帯でもあります。その市の市議会がこの請願に対してどういう判断をすべきかということでありまして、私ごときがあれこれいうまでもなく明らかなことであると思っております。

ただ、請願6号との違いについて委員長報告にもありましたが、若干述べてみたいと思っております。この2項目の要求のうち、6号では交渉に入るにあたって米を始めとする主要農産物を交渉から除外せよということでありまして。請願2号の方は交渉に入るなど、交渉を中止しろということ、この隔たりが採択と不採択というふうに分かれたというふうな説明であると思っております。私はその説明を聞いていまして若干納得できない点があるのですが、交渉はしてもいいけれども中身を除外しろというのは、私は言葉として矛盾しているのではないかと思うのです。その除外する中身は交渉そのものですから、交渉そのものが成り立たないわけですから。

言ってみれば結婚式の相談をするにあたって、日取りを決めるとか会場を決めるとかお客の数を決める相談をしようとしている人がいると、それに対してその相談はしてもいいけれども、結婚式の日取りやお客の数のことで討議するのはやめてくださいと言っていることと同じことではないかと思うのです。私はこれは論理的におかしいと思うのです。

むしろここはそういう話し合いはやめてくださいという方が、すっきりして現実的ではないかと思うわけでありまして、皆さんの高邁な判断をいただきたい。私はあれこれ言いますが、顧みて恥じることのない判断をしていただきたいと思っております。以上です。

議長 次に本請願に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

平成19年請願第2号 日本農業に甚大な打撃を与える日豪FTAの交渉の中止とFTA・EPA促進路線の転換を求める請願、本請願に対する委員長の報告は不採択です。よって本請願は原案についてお諮りいたします。本請願を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって平成19年請願第2号は不採択とすることに決定いたしました。

議長 平成19年請願第6号 「日豪EPA/FTA交渉に対する」請願に対する討論を行います。

まず本請願に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に本請願に賛成者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決をいたします。この採決は起立によって行います。

平成19年請願第6号 「日豪EPA/FTA交渉に対する」請願、本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって平成19年請願第6号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

議長 日程第7、平成19年請願第3号 療養病床の廃止・削減の中止を求める請願を議題といたします。

社会厚生委員長・和田英夫君の審査報告を求めます。

和田社会厚生委員長 本委員会は平成19年3月5日に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので報告します。

審査の結果、不採択とすべきもの、平成19年請願第3号 療養病床の廃止・削減の中止を求める請願であります。

このことについては反対討論として、いわゆる平成24年までに徐々に転換していく施策を見守っていきたい、ということでの反対討論であり、社会的入院を何らかの形で医療現場から別の方向に変更する必要があるのではないか、という意見もありました。さらに非常に国全体の医療費が32兆円ともいわれている中で、社会的入院的なことを放置するということは、国民、特に若者のいわゆる保険離れなり、そういったことに大きく影響する、という

ようなことで反対討論がありました。

賛成討論については、今ある療養型病床を廃止するということは、今入っている人たちがどこにいけばよいのかということが明確にされない、ということで賛成討論もありましたが、以上であります。

議長 委員長の審査報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

まず本請願に賛成者の発言を許します。

笹木信治君 請願第3号 療養病床の廃止・削減の中止を求める請願について、賛成の立場で討論をするものであります。

ご承知のように国は、この介護型、医療型それぞれの療養病床23万床削減の方向であります。このことはいわゆる社会入院、それぞれのお年寄りがこうした核家族社会ですから、なかなかそれぞれの家庭で思うように療養ができない。また、家族の方もそれを看てあげられないという中で、そうした社会的入院のお年寄りの方が増えているわけでありまして。

この方向は現在の社会情勢からいえばむしろ拡充していかなければならない方向であると思うわけでありまして、逆にこれを削減するということでありまして、お年寄りやその他の皆さんがそうした施設から追い出されて、家庭へ帰るのか、あるいはそうした受け皿のない状況の中で介護施設などへの入所を勧めるということになります。今、新潟では1万を超える方々が待機をしているというようなことで、とてもそこにも空きはないわけでありまして。

私はこうした皆さん、そうした切ない思いをさせないためにも、削減どころかむしろ充実していくという方向こそが望ましいと考えまして、本請願に賛成するものであります。以上。

議長 次に本請願に反対者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

平成19年請願第3号 療養病床の廃止・削減の中止を求める請願、本請願に対する委員長の報告は不採択です。よって本請願は原案についてお諮りいたします。

本請願を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって平成19年請願第3号は不採択とすることに決定しました。

議長 日程第8、第13号議案 平成19年度南魚沼市下水道特別会計予算、日

程第9、第14号議案 平成19年度南魚沼市観光施設特別会計予算、および日程第10、第16号議案 平成19年度南魚沼市水道事業会計予算、以上3件を一括議題といたします。

3件について産業建設委員長・阿部久夫君の審査報告を求めます。

阿部産業建設委員長 産業建設委員会に付託されました3議案について報告させていただきます。3月7日、委員全員出席でございます。また、議長からも出席いただきました。執行部におきましては市長、助役、担当課長、また各係長等も出席いただきました。

最初に13号議案 平成19年度南魚沼市下水道特別会計予算について課長からの説明があり、その後質疑に入りました。質疑の内容でございますが、「異常小雪により市の単独費の前倒し発注を決定したが、下水道事業の早期発注は可能か」という質問に対して、「前年度はゼロ国債で3月発注していたが、今年度からは内閣府の交付金事業を予定していたのでゼロ国はない。国会が予算成立後、例年4月上旬には交付決定されると思うので、下旬には発注は可能である」という答弁でございます。

続きまして、「前年度より2億円の建設費の減であるが、理由は何か。また、浄化槽地域で臭気の問題があるがその対策はあるのか」という質問に対して、「大和処理場の増設にかかる年次枠の変更によるものである。臭気対策については集水管を人家から離れたところまで埋設し放流等を検討している」という答弁でございます。

次でございます。「公債費ワースト1であるが、下水道工事は計画どおり進めるのか」という質問に対して、「計画どおり平成25年度を完了予定として進めていく」という答弁でございます。

続きまして、「六日町市街地の浸水対策は、十二沢川の河川改修が完了してからでは遅いのではないかと。河川改修と同時にすすめるべきではないか」とまた、「六日町、塩沢地区のGISの構築はどのようになっているか」という質問でございますが、「平成19年度は改修された十二沢川に合流する東裏都市下水路の工法等を検討するため、基本設計を実施したい。他の下水路は河川改修との関連の中で検討していきたい」とまた、「六日町、塩沢地区のGISの構築は現在進めている」という答弁でございます。

もう1点でございますが、「補正の3億円の借入、平成19年度20億円の借入は一時借入か長期借入か。また利息は」という質問でございますが、「補正の3億円は高利率から低利率の借換債であり、平成19年度予算の20億円は一時借入による運転資金の調達であり、利率は約0.6パーセントを予定している」という答弁でございます。

以上、質疑を終わりました。討論に入りました。討論なしで採決に入りました。採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

続きまして第14号議案 平成19年度南魚沼市観光施設特別会計予算でございます。課長からの説明があった後また同じく質疑に入りました。質疑でございますが、「指定管理者移行への状況はどうか」という質問ですが、「地元関係者と2回ほど説明会を持ち、他にも様々な会合において説明をしてきた。その中で市が手を引くとの不安が非常に大きい。赤字部分をどのようにするかは今後検討が必要だと思っている」というご答弁でございます。

もう1点ですが、「サイクリングターミナルとスキー場の違い。また分離はどうか」といった質問に対して「サイクリングターミナルはとんとんであって、スキー場は赤字であり、分離は非常に難しいのではないか」という答弁でございます。

もう1点、「山菜採りなど夏場の活用は考えられないか。また、共通リフト券の市営スキー場の使用の割合はどの程度になっているのか」という質問に対して、「赤土箇所が多く、山菜採りは期待できない。共通リフト券については集計が出ていないが、大体5パーセント程度と考えている」という答弁でございます。

以上質疑を終わりました。討論に入りました。討論なしで採決に入りました。採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

続きまして第16号議案 平成19年度南魚沼市水道事業会計予算でございます。課長からの説明をいただき、その後質疑に入りました。質疑の内容でございますが、「ビジョン作成の中身についてどうなっている」という質問であります。国からの指示であり、平成20年までに作成することになっている。資料収集は職員で、まとめは業者と考えている。内容は現状分析し、評価、目標の設定などの長期構想である」という答弁でございます。

続きまして「後山の紫外線についてどうなっている」という質問でございますが、「後山簡易水道の源水において以前大腸菌が検出された。これによりクリプトスポリジウムに汚染されている恐れがあると判断され、紫外線処理方式による浄水施設の変更を平成19年度に行うもの」という答弁ございました。

もう1点ですが、「有収水量の伸びと、料金収入の伸びの違いはどうなっている」という質問でございますが、「基本料金10立方以内の使用料金が伸びているため、有収水量の伸びの方が大きくなり、比例はしない」とそういうご答弁でございます。

以上質疑を終わりました。討論に入りました。討論なしでございます。討論なしで採決に入りました。採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

以上、産業建設委員会の報告を終わらせていただきます。

議長 3件を一括して、委員長の審査報告に対する質疑を行います。

岩野 松君 水道料金について1点あれなのですが、高い利息というか、借換えとかそういうものはどれくらいの進捗になっているか、という説明なり質疑はありませんでしたか。お聞かせください。

委員長 そういった質疑はございませんでした。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 第13号議案 平成19年度南魚沼市下水道特別会計予算に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。

第13号議案 平成19年度南魚沼市下水道特別会計予算、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

反対の声がありますので、起立による採決を行います。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第13号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第14号議案 平成19年度南魚沼市観光施設特別会計予算に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。

第14号議案 平成19年度南魚沼市観光施設特別会計予算、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第14号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第16号議案 平成19年度南魚沼市水道事業会計予算に対する討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

岩野 松君 水道予算に対する反対の立場で討論に参加いたします。

水道、水は私たちの生活の中での命綱であります。使いやすく、そして安く得られるということが一番求めているものではないでしょうか。この今の水道料金になるときの、ダム建設、最初は330億円でかけられ、それが結果的に1,100億円にまで増えた、その経緯は私も少々わかりませんが、それが大きな原因であると思っております。

市民の中からは「冬は冷たい。おかげでガスがたくさん要る。夏は温かい。その上高い」という声が非常にたくさん聞こえてきています。高い水道料金は全国的にみてもダム建設など大規模な投資をしたところが高いというふうに使われております。特にそういう中では国の指導もあり、国からの高利の借金の借換えなども 今質問しましたけれども 少しは変わってきておりますけれども、広域水道の部分がずいぶん残っているなあという思いも、この前の決算では感じていたところでもあります。

そして市としては水道料金に対しては非常に努力をされている、そのことに対して私があ

れこれ言うことはないと思っておりますけれども、やはり水道の本来の使いやすく安く手に入る、そういう思いで、この予算に対しては賛成することができません。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

寺口友彦君 第16号議案 平成19年度南魚沼市水道事業会計予算に対して、私は市民クラブを代表して賛成の立場で討論に参加するものであります。

貸借対照表をみますと減価償却総額が489億2,000万円からもわかるように、初期投資の異常とも思える高額が、水道企業会計の大きなマイナス要因であります。さらに初期投資に伴う企業債残高192億3,000万円の償還が、単年度収支の赤字の最大原因であることは既に知られていることであります。

平成19年度の資金繰りを見ますと、一般会計より高料金対策として6億7,000万円も繰り入れなければ、高いといわれている水道料を抑えることができないのが現状であります。水資源の豊富な山紫水明の我が市にあって、何ゆえ全国でも高い水道料金を負担しなければならないのか。市民の皆様のご理解をいただくことが大変難しいと考えます。

しかしながら、しかしながらであります。平成19年度の事業として船ヶ沢配水池増設工事、後山浄水方式変更事業、配水管改良工事などが盛り込まれており、この予算の速やかなる執行が給水人口6万800人の市民の皆様のご生活に利益をもたらすものと考え、承服し難い部分が多々ありますが、住民の皆様が主役であるという立場の市民クラブとして賛成するものであります。

なお収入役が廃止をされ、上下水道事業の企業管理者がこの4月1日より設置をされ、新しく企業感覚の元でこの事業が運営されるものと考え、リップサービスではなく、水道料金引き下げを含めて企業としてやっていける体制づくりを抜本的に実行されることを、市民の皆様のご代表の一人として期待をするものであります。

議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

第16号議案 平成19年度南魚沼市水道事業会計予算、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第16号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第11、第10号議案 平成19年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算から、日程第15、第17号議案 平成19年度南魚沼市病院事業会計予算まで、以上

5件を一括議題といたします。

5件について社会厚生委員長・和田英夫君の審査報告を求めます。

和田社会厚生委員長　本委員会は平成19年3月5日に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

審査の状況であります。平成19年3月8日、委員全員出席、議長からも出席をいただきました。審査の内容であります。執行部、市長、助役、市民課長、福祉課長、保険課長、大和病院庶務課長、大和病院庶務課長補佐、城内病院事務長の出席を求め、審査を行いました。

初めに第10号議案　平成19年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算であります。この5議案とも5日の予算説明ならびに市長の施政方針の資料の、各会派の概要ということでかなり詳しく出ておりますので、重複しないように若干報告をさせていただきます。

今年の19年度の保険料6万9,172円ということについて、一体県内でどのくらいの保険料だということで質疑がありました。19年度はわからないが18年度は、20市のうち7番目だと。一番高いのは新潟市で18年度7万4,014円というようなことで、南魚沼市は7位で、魚沼市は6万3,000円ですから1,000円ちょっと安いわけであります。一番保険料が安いのは20位佐渡市だと、こういう説明がありました。

特に支払準備基金の関係でありますけれども、今年度2億5,000万円ということで、18年度末では7億1,000万円あったのが19年度ではそういうことで4億6,000万円になる。保有率が11.8パーセント。前は国からこの保有率についての数字的な指導があったようでありますけれども、最近は特にこのことの指導はないというような答弁がありました。市長はかねがね大体10パーセントぐらいというような発言もしておりましたが、以上でありますし。

あと出産育児一時金については年間120件ぐらいを予定をし、1件35万円。葬祭費は年間504件で1件10万円というようなことで予算を立てられておるようであります。

人間ドックが、18年度が1,600人で19年度は200名減の1,400人ということで、このことについて質疑がありました。18年度実際ドックを受けたのは1,414人だということ。それから20年度からいわゆる住民検診、各種検診がある程度義務化をされる、義務付けられる。ただし義務付けられる内容はまだきちんと固まってはならないようですが、いずれにしても新たな財政負担が出てくるというようなこともありまして、人間ドックは200人減らすという予算であります。質疑の中で、若干それをオーバーした場合は補正も考えてもいいというようなことが、市長の答弁でありました。

特に保険料6万9,172円についてこれは6.9パーセントアップですが、これは市民の理解が得られないというような質疑もあったわけでありまして。合併前、14年度は塩沢が6万7,000なんぼ、六日町は7万4,000なんぼ、大和は7万1,000円ですが、大体合併前に近づいてきたというような話の中で、19年度よりこの予算書の5款1項に共同事業拠出金というのがあるわけでありまして。その中で保険財政共同安定化事業というのが

新たに始まると。これは予算の説明の中で、市に入ってくる交付金が5億7,000万円、持ち出しが9億7,000万円というような数字が出ているわけでありまして。つまりそういう持ち出しが非常に増えたということで、もしこれがなければ4パーセント強はアップがなくなるというようなこういう説明もありました。

そういったことで採決を行いました。反対討論があったわけでありましてけれども、賛成8、反対1で起立多数で原案可決であります。

次に第11号議案 平成19年度南魚沼市介護保険特別会計予算であります。これについては被保険者が110人ほど増えてきたということで、増額がされておるわけでありまして、介護保険事業については23人の職員体制で臨むと。特にここで議論があったのは、いわゆる介護予防サービス諸費の関係で、特定高齢者と一般高齢者の予防事業が一体的に行われているがということです。特にその中で筋肉トレーニングというのはこれは医師の指導なり指示が必要だということで、この辺は特定高齢者は別のメニューでということでございますが、その他の機能訓練については一体的に取り組んでもよいというようなことの議論がありまして、これについて採決を行いまして全員賛成で原案可決であります。

次に第12号議案 平成19年度南魚沼市老人保健特別会計予算であります。これは皆さんもご承知のように平成20年4月から新潟県後期高齢者医療広域連合ということで新しい保険に変わるわけでありまして、この南魚沼市の老人保険特別会計は、そっくり12カ月というのは今年で終わって20年、21年の2年かけて残務的に会計処理を行って、22年からこの老人会計は全廃して新しい広域連合保険といいますかそこに移るという説明でありました。採決は全員賛成で原案可決であります。

第15号議案 平成19年度南魚沼市訪問看護特別会計予算であります。これはご承知のとおりでありますけれども、保健士が2名、看護師3名、理学療法士1名、作業療法士1名、事務という全部で9名体制で、大体月実人数で120人から130人ぐらいの訪問をやっていると。特に今年19年度の特徴は、ケアプラン作成の作成料を若干アップさせて予算組みをした。ただし、実際のケアプラン作成の件数はちょっと減らしたという予算のようでありまして、採決の結果、全員賛成で原案可決であります。

第17号議案 平成19年度南魚沼市病院事業会計予算であります。常勤医はゆきぐに大和病院が16名、城内病院が2名。非常勤医、大和病院60名、城内病院6名。職員は大和病院が208名、城内が21名という体制で19年度取り組んでいるということでありまして。

医師の確保についてどうだということの質疑がありましたが、確実に増えるのはご承知のように院長1名で、担当とすれば内科医1名あるいは整形外科医1名をなんとか来ていただければ経営的によくなるというような数字的な説明もありました。

繰入金については既に本会議で出ておりますように、この19年度から公営企業法の繰出基準によって繰り入れられるということでありまして。

ジェネリック医薬品はどうだということで、大和病院の方がちょっと品数的金額的にパー

セントが低いということでしたが、大和病院の場合は、入院と外来の5パーセントくらいが院内薬局で、外来の95パーセントは門前薬局だということです。なかなか門前薬局までジェネリックの関係では指導ができないというようなことで、ちょっと城内病院よりはジェネリック医薬品の取り扱いが少ないということでもあります。

給食業務の委託については、5日の私どもの委員会の報告で示してありますので、特にこの予算的にはここで議論はありませんでした。以上、採決の結果、全員賛成で原案可決であります。以上で報告を終わります。

議長 5件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。

岩野 松君 国保会計についてのことでお聞かせいただきたいと思います。固定資産税が今年から繰り入れなくなったということですが、それに対する保険料額の影響とか、どういう層がどうなるとかというような質疑なり説明はありませんでしたか。

和田社会厚生委員長 特に質疑はありません。ただし先ほどいったように市長の所信表明の資料の中にその辺の考え方が示されておるということで、委員会ではそのことについての質疑はありませんでした。

議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 第10号議案 平成19年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

笹木信治君 平成19年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算に反対の立場での討論をするものであります。

国民健康保険制度は国民皆保険として地域住民の命の綱であります。しかし今、ここで大変な事態が進行しているわけでありまして、保険証を取り上げられて資格証を交付された世帯が全国では35万世帯、南魚沼市でも225世帯ということでありまして、短期保険証の交付も合わせますと、実に615世帯もの皆さんが医療を受けるについて支障を受けているという事態であります。

この原因は不況、格差社会の進行、こうした中で高すぎる保険税が払えないということでありまして、滞納世帯は1,398世帯ということでありまして、保険税は高齢化の進行の中で医療給付が増えているということもあって上がっているわけでありまして、本来、国の負担が増やされるべきであります、逆に国庫支出金はかつて48パーセント程度あったものが、今年は34パーセントであります。

こうした中でその負担が住民に押し付けられているというのが実態ではないでしょうか。滞納は高すぎる保険税にあるということがまず我々はおさえなければならないと思うわけで

ありますけれども、いまやそれに加えて退職者の皆さん、あるいは無職の人たち、高齢者、あるいは不安定雇用の皆さん、こういう人たちも多く加入しているわけでありまして、そして構造的には厳しい運営を余儀なくされているわけでありまして。

年々保険税が値上げをされてきているわけでありまして、これは基をただせば国保に対する国の負担割合が約50パーセントから35パーセントに引き下げられた。これが大きくその要因になっているわけでありまして。しかし、このような制度の中で地方自治体は財政負担をしながら決められたルールによってこの運営をしていかなければならない。当年度どれくらいの医療費が必要であれば、こういうことで保険税を算出をしているわけでありまして。

この保険税を軽減をするためには市民がいかにか健康で一年間を過ごしていくか、このことこそが重要なことであるわけでありまして。そのために人間ドック事業やあるいは健康運動教室、これらも取り入れられているわけでありまして、自分の健康は自分で守っていくこの姿勢が大事なことであります。病気を未然に防ぐ、早期に発見をする、これはさらなる医療費を抑えていくことに繋がることであります。ですから今後、これらの取り組みを積極的に取り組んでいただく、強化をはかっていただく、これを望むものであります。

また、19年度から資産割を廃し、賦課方式を見直したことは、高齢化の進む我が南魚沼市にとって現状にあった改革であると評価をするところであります。なお、低所得者に対する配慮、そして保険税の収納率のさらなる向上、これらに向けた取り組みもしていただくこと。これらを申し上げまして、私は第10号議案に賛成をするところであります。大勢の議員各位からご賛同をいただきたいと思っております。

議長 次に反対者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。第10号議案 平成19年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算、本案は委員長の報告どおりに決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第10号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第11号議案 平成19年度南魚沼市介護保険特別会計予算に対する討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

岩野 松君 すみません。賛成ですけれども、意見だけ。

11号議案の介護保険特別会計予算に賛成ですけれども、昨年度保険料の改定と利用料の改定により、特に施設入居者からの1割負担、ホテルコスト代、食事代を含む金額で13万円からちょっとしたところは15万円も取られるということでの悲鳴をあげている利用者か

らの声もありまして、そのことがなんとかならないかという思いで討論に参加いたしました。

この市ではやはり介護に対してというか高齢者に対しても非常に配慮あるいろいろな施策もしておられます。そういう中では訪問看護も含めましていろいろやっておられますけれども、やはり施設への入居の希望はあとを絶たない、待っている方もたくさんいる。福祉から介護になり、その施設入居者のお金のない人たち、国民年金だけの人たちなどが本当に入れない時代が来るのではないかとと言われていましたけれども、全く今そのことが現状になりつつあります。

私は前に、社会で看ながら家庭で看するというのが、確かそれが介護保険の一番の目的だったのではないかと考えておりますが、なかなか24時間体制の介護の制度もまだ本市では始まっていません。そういう意味ではそういうことをぜひこれから努力していただきたい。そういう意見を添えて賛成の立場で討論に参加しました。よろしくお願いします。

議長 討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決をいたします。

第11号議案 平成19年度南魚沼市介護保険特別会計予算、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第11号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第12号議案 平成19年度南魚沼市老人保健特別会計予算に対する討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決をいたします。

第12号議案 平成19年度南魚沼市老人保健特別会計予算、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第12号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第15号議案 平成19年度南魚沼市訪問看護特別会計予算に対する討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決をいたします。

第15号議案 平成19年度南魚沼市訪問看護特別会計予算、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第15号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 第17号議案 平成19年度南魚沼市病院事業会計予算に対する討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

佐藤 剛君 第17号議案 平成19年度南魚沼市病院事業会計予算に対しまして、賛成の立場ですけれども、市民クラブを代表しまして討論に参加させていただきまして、意思表示をさせていただきたいと思えます。

医療を取り巻く環境は皆さん認識されているとおり、大都市圏では医療過剰といわれる一方で、地方では日常の医療を担う医師もままならないというような現状であります。そしてまた医療の進歩に伴いまして医療技術はますます高度化され、そしてまた専門化しているわけでありまして、1人の医師1つの医療機関ですべての医療サービスをまかなう、提供するということが難しい時代になっております。この点、この魚沼の地域においては早い基幹病院の開設が望まれるところであります。このような現状の中で当市は大和病院、そして城内病院は、今までまたこれからもそうでありますけれどもこの地域の中で中核的な病院として、住民の生命の安全そして安心・健康の部分を担当してきましたし、また今後とも担っていくわけであります。

しかしながらさっき述べましたように、厳しい医療環境に加えましてさらに少子化の影響など社会状況の変化によりまして、経営的にはこのところ赤字経営が続いております。このことは不採算な部分も含めて公的な医療機関が担わなければならないという使命があるわけでありまして、医療過疎状態になることを防ぐことからすれば、ますますこの不採算部門の拡大もしなければならないということも考えられることだと思えます。もちろん経営努力もしてもらわなければなりません、この部分は地方自治体の一般会計によって地域として保障して、住民の生活の安全と安心を確保するということが行政の役割だと思えます。

この点、市の財政事情も非常に厳しいところでありますが、19年度予算におきましては一般会計からの繰り入れの基準も変更になりました。市の地域医療を守るという点、そしてまた市民の健康を守るという姿勢も感じられました。また調理部門を委託に出すなど、この点はこういうことをして患者サービスが低下しないか影響しないかというような懸念する声もありますけれども、裏を返せば出る部分を抑えて経費節減に努めると。そして赤字体質の脱却に向けて努力していくのだ、そして充実した医療を提供することということのあらわれ

だというふうに思うわけでありまして、また何とか、資金運用によりまして医師住宅を整備しながら医師の確保定着に向けての意欲も今予算の中で見て取れるわけでありまして。さらに4月からの体制では新院長、そして名誉院長ということで2枚看板になるわけでありまして、医師の確保、医師の定着、そして病院運営にも弾みがつくわけでありまして、医師確保とあわせて予算の基礎にあります入院、外来の患者数の確保 患者数の確保という表現もおかしいような感じもしますけれども そういう面、入りの部分の実現にも努力いただき、収支均等の取れた中での市民の生活の安全・安心・健康の部分を担当していただきたい。

このことは基幹病院が開設するその日まできっちりとやっていただいて、市民の安全安心の部分を担当していただかなければならないわけですので、ここの部分の期待するところを申し上げまして、賛成の立場でありますけれども、市民クラブを代表して意思表示ということにさせていただきたいと思っております。

議長 ほかに討論ございませんか。

原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

中沢俊一君 大事な予算議会で一言も喋らずに最終日を終わるのが心苦しくなりまして、会派とは全く別に個人的な口下手な議員として賛成討論に参加いたします。

私は今、社会厚生委員会に属しておりますし、また病院の運営協議会にも属しております。先般、2つの会が開かれまして感動的な話が一つありました。これは運営協議会の中の市民の女性の発言でしたけれども、私はこの市立病院で誤診があっても構わない、そういう病院にして欲しいという意見がございました。かつて本当に信頼を持って運営されていた2つの病院。また今でもそういうこの病院に対して、信頼を期待する声が大きいわけでございます。

さらにこの間の社会厚生委員会では、それでは今、医師不足が問題になっているわけですが、実際に整形の医者さんが1人、内科の医者さんが1人いなくなったことによってどれだけの収入減になったかということがありました。入院を1日20名から25名断らなければならなかったという状態が続いた。これによってざっと1年間に1億7,000万~1億8,000万円の収入がふいになるということでありまして。これに対して2人のお医者さんの人件費やらなにやらいらなくなるわけでありまして、それにしても1億円以上の黒字がこの2人のお医者さんがいれば見込めるわけでありまして。

確かにお医者さん1人を引っ張ってくる。大きい今、力が抑えていると思っております。しかしもっと足元を見て、今18名のお医者さんがこの2つの市民病院にはおられる。いずれも志を持って遠くからこの地に赴任してきてくださった方でございます。私はもっともこの18人のお医者さんがここに安心して力を発揮できるようなそういう、この市から構想が欲しい。まさに基幹病院がこの平成19年度内に大体の構想が決まるわけでありまして、県が、県が、と言う前に、まずこの市は1次医療を担うこの市民病院をどういう青写真をひいて運営していくのか。そういうことが私はこのお医者さん方に安心して働いてもらうやっ

ぱり第一のことだと思っております。それがなくなれば水原病院の二の舞がすぐ明日からでも始まります。

そういう意味で市の方からきっちりとした青写真を、今いるお医者さんを大事にした上で青写真を早急にひいてもらいたい。これがこの市立病院の運営とそれから市民の健康を本当に責任を持って担っていく第一歩だと思っております。そういうことを要望しながら賛成討論といたします。

議長 ほかにも討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決をいたします。

第17号議案 平成19年度南魚沼市病院事業会計予算、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第17号議案は原案のとおり可決されました。

議長 暫時休憩といたします。休憩後の再開は3時といたします。

(午後2時45分)

議長 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

(午後3時00分)

議長 日程第16、第50号議案 財産の取得について(消防団員活動服)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決をいたします。第50号議案 財産の取得について(消防団員活動服)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第50号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第17、第51号議案 財産の処分について（長森工場用地）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長 （提案理由の説明を行う。）

議長 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決をいたします。第51号議案 財産の処分について（長森工場用地）は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、第51号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第18、第52号議案 南魚沼市国際交流及び文化・スポーツ基金条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長 （提案理由の説明を行う。）

議長 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決をいたします。第52号議案 南魚沼市国際交流及び文化・スポーツ基金条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、第52号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第19、発議第1号 南魚沼市議会委員会条例の一部改正についてを

議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

若井達男君 （提案理由の説明を行う。）

議長 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決をいたします。発議第1号 南魚沼市議会委員会条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第20、発議第2号 南魚沼市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

若井達男君 （提案理由の説明を行う。）

議長 質疑を行います。

今井久美君 別に異議を唱えるものでもないのですが、私は議員になるまで政務調査というのがこういうふうを支払われること自体知りませんでした。非常に勉強させてもらって、現地へ行って非常にいろいろ勉強をさせてもらうことはいいことだし、この先いろいろの意味で議員の条例改正等にまた生かされればいいかなとこう思っている一人です。

そんな中でちょっと気になったものですから。この関係書類 領収書なんてもちろんもう皆さん添付しているのでしょうか、こういう言葉が付くのが当然だと思いますけれども。関係書類がなぜあえて「証拠書類」という新しい言葉が出てきてなるのかなと非常に疑問で、聞かせてもらいたいと思って質問をしたのですが。

証拠書類というのは結構今までの法律の世界では、刑事事件とかそういった中で言われるというのが多分本当の筋だと思うのです。事実認定は証拠によるというのが原則ですから、民事訴訟法、刑事訴訟法各々そうだと思いますけれども、民事の中ではあまりこの証拠書類というのは言われないで言論の方で裁定されると。証拠、刑事訴訟法についてはそこら辺が事実の発言よりも証拠書類はまた別個であるというふうには、それは逃れられないことになっていますので。あえてそういうふうになっていないのに、こういうふうになったのはどういうことなのか、聞かせてもらおうかなと思って質問をさせてもらいました。

若井達男君 なかなか難しい表現だと思います。民事であれ刑事であれ訴訟法上の扱い

と規約上の文書表現、これは極めてどこでどのようなかたちに線を引けばよろしいかという点だと思えます。

そういった中、やはり我々議会とした中にこれを領収書というふうに限定した場合、なんの領収書だかと。本当にそのほかにその領収書の裏づけとなるものはどういうものかというものは、例えば言うならばやはり行った先の現地報告書、研修内容の報告書、そういったものがおのずと証拠書類となって現れるものかというふうに考えております。これらは正確を期したときに、こういった表現がいいのかは別にしまして、やはり領収書以外のものは一つ証拠書類として同時に提出しなければならないと、そういう意味合いのものだと思えます。

和田英夫君　確かに2番議員の言われることもそうかなということで。そこでこの政務調査費の関係は、いろいろテレビでも報道をしている中で領収書の添付ということはあれだが、証拠書類までに……。証拠書類ですが今ほどの議論のようにちょっとながしかの暗いイメージがあるのです。

そこで議運の委員長さんはいろいろ研究したと思うのですが、全国的な議会では気持ちはわかるのです。わかるが、証拠書類というところまで踏み込むことが適正であるかどうか。議会の政務調査費でね。（「賛成者がそんなこと」の声あり）いやいや、反対じゃないのだがその辺のちょっと説得のある答えを。

若井達男君　先ほど申し上げましたように、証拠書類は別に決して暗い意味ではありません。正しい意味合いでも、きちんとした証拠書類としての取り扱いは必要なのです。あくまでも表現上の問題でありまして、当議会にかかわらず、ちょっと道がはずれますがすべて旅行といったものだから遊びというふうにはとらわれない、ということと同じ扱いだと思います。

議　長　質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議　長　討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議　長　採決をいたします。発議第2号 南魚沼市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

議　長　日程第21、発議第3号 南魚沼市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

若井達男君　（提案理由の説明を行う。）

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第3号 南魚沼市議会会議規則の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第22、発議第4号 地域経済の振興のため、消費税増税に反対する意見書の提出についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

笛木信治君 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決をいたします。発議第4号 地域経済の振興のため、消費税増税に反対する意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

反対の声がありますので、起立による採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって、発議第4号は否決されました。

議 長 日程第 2 3、発議第 5 号 療養病床の廃止・削減の中止を求める意見書の提出についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

事務局長 (朗読を行う。)

議 長 本案について提出者の説明を求めます。

笛木信治君 (提案理由の説明を行う。)

議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議 長 採決をいたします。発議第 5 号 療養病床の廃止・削減の中止を求める意見書の提出については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

反対の声がありますので起立による採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって、発議第 5 号は否決されました。

議 長 日程第 2 4、発議第 6 号 保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外を求める意見書の提出についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

事務局長 (朗読を行う。)

議 長 本案について提出者の説明を求めます。

岩野 松君 (提案理由の説明を行う。)

議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決をいたします。発議第6号 保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外を求める意見書の提出については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

反対の声がありますので起立による採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって、発議第6号は否決されました。

議長 日程第25、発議第7号 プライバシー侵害、個人情報漏洩など、住民の「安心・安全」の後退が懸念される「市場化テスト」の拡大・推進に慎重な対応を求める意見書の提出についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

岩野 松君 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

佐藤 剛君 1点確認をさせていただきたいと思います。意見書の説明につきましては、請願がありました関係もありましてごく簡単な説明だったのですが、請願の時の説明の中で今、公がやっている部分が全くその民の方に移すのはよろしくない、というような意味の発言があったと思うのです。が、このタイトルを見ますとその辺は慎重にやってくださいというようなタイトルになっていまして、中身も私はそのようなかたちで読みとめるのですけれども、その真意といいますか、本当のところはどういうのだということをお聞きしたいと思います。

岩野 松君 言葉が過ぎたかもしれませんが、市場化テストはここでも昨年不採択になり、そういう方向で進められていることは認めざるを得ない状況であります。そういう意味では特にそれがよりこれから拡大され、推進されることによってプライバシー侵害やそういうことには入れないで欲しいという慎重な意見というふうに解釈していただきたいと思います。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決をいたします。発議第7号 プライバシー侵害、個人情報漏洩など、住民の「安心・安全」の後退が懸念される「市場化テスト」の拡大・推進に慎重な対応を求める意見書の提出については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

反対の声がありますので起立による採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって、発議第7号は否決されました。

議長 日程第26、発議第8号 日豪EPA(経済連携協定)/FTA(自由貿易協定)交渉に関する意見書の提出についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

阿部久夫君 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

岩野 松君 この意見書の「記」の中の1番目に付されている、米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などの農産物の重要品目を除外するというふうに書いてありますけれども、実際に日豪交渉の中でこれが除外して交渉ができるということは、実際上であり得ると考えられるかどうか、ちょっとお聞かせいただきたいのですけれども。

阿部久夫君 この問題に対しては今、日本の農林水産省また農林水産大臣等でも非常に交渉の中で。やはり日本も、ただ、ただ農業ばかりでなく、いろいろな中で貿易をやっています。そういったことでいろいろな関係で農業交渉にあたって、そうなった場合は除外するというようなことを言われておりますので、私はそれを信じていいと思っています。以上です。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決をいたします。発議第8号 日豪EPA(経済連携協定)/FTA(自由貿易協定)交渉に関する意見書の提出については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

反対の声がありますので起立による採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第27、発議第9号 全国低クラス「新潟県最低賃金」額の引き上げ・
抜本改正を求める意見書の提出についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

笛木信治君 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

佐藤 剛君 原案に賛成の立場で討論に参加させていただきます。ぜひ、皆様のご賛同を得たいという意味を込めまして、賛成でありますけれども討論をしたいと思えます。

昨年7月にNHKスペシャルでワーキングプア、働いても働いても豊かになれないという、そういう番組がありました。現在ワーキングプア 働く貧困層と言うのだそうですけれども、格差社会を象徴する大きな問題になっているわけです。番組は社会保障の現状なども含めまして、いろんな角度からワーキングプアの実態と問題点を探るというような番組でありましたが、皆さん見られた方が多いかと思えます。

私はこのワーキングプア、働く貧困層はいろいろな問題を含んでいると思うのですけれども、その中にはバブル崩壊後の企業の国際競争とか、そしてまたその中で非正規雇用の増大とか、そういう経費抑制の問題もあると思えますし、そしてまた社会保障のあり方のそういう問題もあると思えます。私はその中でもワーキングプアの要因の一つには、最低賃金の問題がやはり大きな問題だと思えます。

ご承知のように最低賃金は、都道府県ごとに設定されておりまして、地域によって格差があります。生活水準を超えるところは少ないようであります。新潟県の実態は先ほど提案説明の中にありましたけれども省略いたしますが、そのように生活水準を下回っているようでもあります。

厚生労働省もこの生活保護との逆転現象は認めているわけでありまして、地域別の最低賃金の設定の際には、この生活保護との整合性に配慮するというようなことの方針を出してい

るわけです。しかしながら先ほど言いましたように、その整合性を配慮するというのはどういうやり方かといいますと、先ほど笹木さんの方から話がありましたが、では生活保護の方を老齢加算とか母子加算とかそういうのを削除して生活保護の方を下げると。そして若干ちょっとその最低賃金の方を上げると。そういうことでバランスをとろうというような考え方らしいのですが、そのこと自体ちょっと私は問題があると思うのですけれども、それは今回ちょっと避けましても、今回この意見書の中では1日8時間、月22時間フルに働いても憲法でいう健康で文化的な最低限度の生活とされる生活保護の水準よりも低い、そういう最低賃金はないだろうというような意味での意見書であります。

そうかといって、では生活保護を受ければいいではないかというようなことになるのかもしれませんが、NHKスペシャルでもありましたように生活保護のハードルも高い部分がありまして、生活保護もなかなか受けられないというふうなことになっています。こういう実態を見て人によれば、豊になるように皆頑張っているのだと。そして努力しているのだ、頑張ればいいではないかというようなことになるかもしれませんが、あの番組の中でもキャスターが言っていました。その言葉をちょっと引用させていただきますと、「こういう人たちに対して努力が足りないとか個人の責任だから仕方がないとかという人がいます。私たちの番組で取材に応じてくれた人たちはいずれも真剣に仕事を探して家族のことを考えていました。努力しない人、意欲のない人は一人もいなかったことを強調しておきたいと思います。」というようなことでキャスターが述べておりました。

今の制度の中では、これは自己責任だけではやはりどうにも解決できない、というところがやはりあるのが現実だというふうに思いました。ワーキングプア、働く貧困層といわれる人、それは生活保護の水準に達しない人なのですけれども、全国には400万世帯それ以上とも言われています。これは全国の総世帯数の10分の1だそうですが、それだけいるわけでありませぬ。

それがまたこの番組の中にもありましたけれども、この貧困が世代から世代へと受け継がれていくと。言い換えれば子どもたちの未来も奪うこと、というような危険性もあるのだというように指摘もありました。このことも格差社会をもたらす大きな問題点ということになっているわけですので、その辺を理解していただきながら皆さんのご賛同をお願いしたいと思います。賛成の立場でありましたけれども討論に参加させていただきました。

議長 討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決をいたします。発議第9号 全国低クラス「新潟県最低賃金」額の引き上げ・抜本改正を求める意見書の提出については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「反対あり」の声あり)

反対の声がありますので起立による採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第28、発議第10号 「がん対策推進基本計画」の早期決定を求める意見書の提出についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

中沢一博君 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決をいたします。発議第10号 「がん対策推進基本計画」の早期決定を求める意見書の提出についてについては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、発議第10号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第29、発議第11号 障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書の提出についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

寺口友彦君 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

中沢俊一君 論客の寺口議員に質疑をしたら、もうめめたにやられるということを承知でお聞きしますが。確かに先般の国会でも、この障害者自立支援法は本当に拙速の感がありまして、施行以来かなりの数の負担金の手直しがございました。その点について私も全く同感なわけでありまして。私ども一昨年の7月でしょうか、宮城県のある知的障害者のコロニー、500人規模の就業施設を見て参りました。やはりそこでも問題になっているのは、昭和30年、40年代に作られましたこのコロニー、これが今建て替え時期に入っております。数千億円の財源が必要とされております。さらにそこで就業されている方々が、

なかなか人間的な扱いを受けていなかった例が多かったということがあります。これは社会に帰して人間らしい生活を、という確かに美辞麗句の下に見切り発車で始まったこの法律ですから欠陥もいっぱいございます。

しかしながらこの意見書にあるように、どんなに資産家であっても財産による負担がゼロになると。また本人の所得によって収入によって負担金を取るということになれば、これも限りなくゼロに近いわけであります。さらにまたこれを難病の方々にも広げるということになると、本当にでは財源はどうなるのか。私はその1点にやはり危惧がありまして、特に若い方々のこの健康に関する税金の納税意欲に、本当に私は大きな障害を招くのではないかと考えていますが、その辺をひとつ教えてください。

寺口友彦君 中沢議員のお尋ねにお答えいたします。財源の確保についてであります。これはやはり上位法を決めるのは国でありますので。国が責任を持ってその財源を確保するという方向を決めていっていただかなければならない、というのが私の考えであります。その点について、一地方議員である私がああ税金をこっちに回せ、こっちに回せということはなかなか難しい部分もありますけれども、これはやはり国の法律によってこういう状況が起こっているのであるならば、上位法を制定した国がちゃんと責任を持って財源を確保しながらちゃんとやっていただくと。それが私は筋であるというふうに思っております。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議 長 採決をいたします。発議第11号 障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「反対」の声あり)

反対の声がありますので起立による採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって、発議第11号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第30、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。議会運営委員長より議会運営について、各常任委員長より所管事務について、会議規則第104条の規定によってお手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申出があります。

議 長 お諮りいたします。各委員会から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、各常任委員会からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長 以上で本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

議長 ここで清水総務課長、鈴木税務課長、笠原建設課長、井口社会教育課長、富山農業委員会事務局長よりそれぞれ退職の挨拶の発言を求められておりますので、これを許します。まず清水総務課長よりお願いいたします。

清水総務課長 長い会期の3月定例会の最終日、皆さん大変お疲れのところ私共退職者のために挨拶の機会を設けていただきまして大変ありがとうございます。御礼申し上げます。高いところからでございますが挨拶をさせていただきたいと思っております。

私は昭和42年の9月に六日町の職員として採用されました。最初の勤務は税務課勤務でございました。それ以降、6つの課の異動がありまして同じ課を2回やったところがありまして、合計9回の異動ということでございました。その間、昭和44年、56年の水害がありまして、当時、税務課でございましたが建設課に災害応援というようなことも経験したところでございます。合計39年と6カ月の勤務をさせていただきました。

この議会に出席させていただきましたのは、平成8年の建設課長の時からでございます。当時はバブルが崩壊いたしましてその後、行財政改革というようなことで公共事業が非常に年々削減をされる時期でありましたが、六日町地区につきましては八箇峠道路があったり、国道291それから県道の改修とかいろいろな大きなプロジェクトがありまして、一生懸命やりましてまとめますと、調整費とか補正予算ということで当初予算を超えるような追加補正がきたりしまして、本当にやりがいのある仕事でございました。本当に仕事が楽しいという時期でございました。

平成15年から総務課長ということで勤めさせていただきました、事業課が非常に長かったものですから条例とかそういうものに非常に弱くなっておりまして、また人事関係、組合関係につきましては全く初めてでございます。その上、合併、地震、豪雪といろいろなものが加わりまして、本当に当面する問題になんとか対応するのが精一杯という頼りない総務課長であったかなと思っております。

幸いにしましてよき上司からいろいろご指導いただきましたし、また優秀なスタッフ、課員を揃えていただきまして、なんとか今日を迎えることができました。この間また議員の皆さんからも本当にいろいろ多くの指導をいただき、ご協力いただきまして本当にありがたく感謝申し上げます。

ひとつ残念なことがありまして、福祉センター問題であります。もう一步進んだところまで進めたかったというのが本音でございます。今議会で改修案というところまでなんとか踏み込めればというところではございましたが、まだいろんな調査がかかりましてまだそこまでまとめられなかったというところではございます。それだけこの福祉センターにつきましては、多くのその問題点を抱えているということでご容赦願いたいと思っております。

私も退職後はもう少し仕事をさせていただきながら、好きな山登りなどしながら過ごしたいというふうに考えております。

最後になりましたが、南魚沼市の発展と皆様方のご健康で益々ご活躍されますことをお祈りいたしまして、退職の挨拶とさせていただきます。本当に長い間ありがとうございました。

(拍手)

議長 次に鈴木税務課長。

鈴木税務課長 一言お礼を申し上げるお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は昭和49年に六日町に採用されまして33年が経過をいたしました。あんまり退職を意識して参りませんでした。3月に入りましてさすがに1カ月近くになって、はていよいよ終わるけれどもといった時の気分はどっちかということと子どもの頃、小学校の頃ですけれども近所の子どもたちと一緒にちゃんばらごっこをして帰るような雰囲気でした。

どうもおかしい、こんなにうまく終わるわけではないのだが、いろいろな考えますということ、あまり古いことを言っても始まりません、とりあえず10年間を振り返ってみますということ、あまりいい結果ではなかったと自分で思うわけでございます。せめて最後の1年ぐらいはちゃんとやったかなと思うと、これもあまりいい点数はつきませんでした。

いろいろ考えました結果、理由はいろいろあるのですけれども、とどのつまりは人間に対する理解力が不足しておったと。見るべきものを見ていなかったという感が非常にいたします。もう少しこのところがわかっておれば、議会のご質問に対してもきちんと答弁ができて、議員の方々のお心に届く答弁ができたにもかかわらず、誠に不勉強で恐縮であったというふうに思っております。

さて合併をして、旧大和町と旧六日町が合併をして2年半ほど、塩沢町と南魚沼市が合併をして1年ほど過ぎました。これからいよいよ中身が充実される時期だと考えております。議会の皆様方の厳しいご批判と活発なご議論によりまして、南魚沼市が益々発展することを祈念いたしております。改めまして皆様方からお教えいただいたご指導に対して厚く御礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

(拍手)

議長 次に笠原建設課長。

笠原建設課長 高い所から大変恐縮です。3月末をもって定年で退職をすることになりました。退職にあたって一言御礼の挨拶をさせていただきます。

私は昭和43年の9月に当時の六日町に採用されまして、六日町で36年間、南魚沼市で合併をしてから2年半お世話になりました。この間、先ほど総務課長さんの話に出てきましたけれども、入った翌年の44災というのは非常に記憶に残っております。それから56年の水害、豪雪ですけれども、これは土手の上に水面が山盛りになるという本当に水の力というのは恐ろしいなと思って、これも非常に記憶に残っているというところでございます。

あと私は商工観光が9年間と、ちょっと長かったものですから、バブルの前の企業誘致を

担当したこと、それから今いろいろ問題になっておりますけれどもラ・ラの開発等に係わったことが印象に残っているということでございます。その後、合併、地震等がありまして、私も建設課をずいぶん離れておりましたので、なかなか上手く指導、指揮ができなかった部分もあるかと思っておりますけれども、課員の皆様のご協力によりまして何とか災害等の事務もこなしてこれたということで、本当に感謝をしているところでございます。

この議会でもいろいろな議論がなされました。合併の問題も一段落といたしますか終息をして、これから新しい南魚沼市のまちづくりに向かってスタートされようとしています。議員の皆様方を始め執行部の皆様方、どうぞ健康に留意をされまして、この新しい南魚沼市の発展、またこの圏域、地域の発展にご尽力をいただければと思っています。よろしくお願いいたします。

私もだいが頭の方が薄くなりましたけれども、まだ何本が残っているうちにこの場所に立てて本当にありがたかったと思っています。私も退職をした後、若干仕事をするようになるかと思っておりますので、またその辺で行き会うこともあろうかと思っておりますが、その節はよろしくお祈りしたいと思います。皆様方の益々のご発展、ご活躍を心からご祈念を申し上げまして、退職に当たっての挨拶とさせていただきます。長い間大変ありがとうございました。

(拍手)

議長 次に井口社会教育課長。

井口社会教育課長 それでは退職にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

私は旧大和町時代、昭和42年に採用になりました。通算39年という長い間、大変お世話になりました。その間、たくさんの皆様方からのご支援、あるいはご指導いただきまして今日に至ったものでございます。心より感謝を申し上げます。

さて、私は係長時代だったですか、こう思っていました。まず町の職員、自治体職員はその地域を愛することだと。そこが理念であり根っこであるということを考えてきました。そうすることによって、自分の愛する町がではどうしたら住み良い町になるのか、どうしたら活性化をされるのかということを考えてきたわけであります。

そんなわけでこの雪深い、また寡黙なこの地域ではございますが、私はこの地域が大好きであります。やがて雪解けそしてあの芽吹きが始まるあの柔らかな日差し、暖かさに包まれたこの時期が本当に好きであります。そこで一句申し上げます。「ほのぼのと ふるさとのあり 芽吹きどき」。

最後になりましたけれども、南魚沼市並びに南魚沼市議会の皆様、益々のご発展をご祈念申し上げます、簡単ではございますが退職の挨拶とさせていただきます。長い間どうもありがとうございました。

(拍手)

議長 次に富山農業委員会事務局長。

富山農業委員会事務局長 発言の機会を与えていただきましてありがとうございました。一言ご挨拶申し上げます。

私は昭和44年の11月1日に、44年水害に関連いたしまして六日町職員に採用されました。以来35年間、主に建設事業関係を担当させていただきました。南魚沼市になってからは2年5カ月、農業委員会の事務局を担当させていただきました。この間あわせて37年と5カ月間、皆様方に大変お世話になりました。感謝申し上げます。南魚沼市の益々の発展と皆様方のご健勝をご祈念申し上げまして、挨拶とさせていただきます。長い間、本当にありがとうございました。

(拍手)

議長 この度、3月31日をもって退職されます幹部職員の皆さんに対して、議会を代表いたしまして、一言感謝と御礼の言葉を申し上げさせていただきます。

皆様には長年にわたり旧町そして合併後の南魚沼市の発展に尽くされ、特に管理職在職中には職員の先頭になり率先して住民奉仕に貢献をされました。そしてまた、多くの後輩の職員の指導、育成をされるなど、今日までの町政そして市政を支え発展させてこられた功労者であります。また管理職である皆様には在職中、議会そして住民の皆様の様々な要望に応え、時代に即した諸政策を進めながら日夜、住民福祉の増進に努めて懸命に努力をされました。

ここにそのご苦勞に対し、心から敬意を表すとともに感謝を申し上げる次第でございます。本当にありがとうございました。そしてまたこのことは、皆様の職務を理解された内助の功厚い奥様を始め、ご家族の皆様にもよろしくお伝えをいただきたいと思います。

どうか今後とも市民のよき理解者として、くれぐれも健康に留意されながらご健勝、ご多幸そしてご活躍を切に願うところであります。どうか皆さんの行く末に期待をしながら、大変簡単ではありますが、議会を代表しての御礼のご挨拶に代えさせていただきます。

この度は本当に長い間ご苦勞様でした。

(拍手)

議長 これをもちまして平成19年3月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変長い間、ご苦勞さまでございました。

(午後4時40分)